

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和7年（2025年）7月4日

下関市役所菊川総合支所長 関本 和夫

1 入札に付する業務

- (1) 業務名 菊川総合支所庁用自動車賃貸借
- (2) 業務内容 別紙1仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年（2027年）7月31日まで
- (4) 賃貸借期間 令和7年（2025年）8月1日から令和9年（2027年）7月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

本入札に参加する者は、次の資格及び条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (4) 下関市内に本社、支店又は営業所があること。（下関市地元企業優先発注等に係る実施方針における業者の地域区分が「市内」、「準市内1」又は「準市内2」であること。）
- (5) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

3 長期継続契約

本業務は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約について変更又は解除する場合がある。

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市役所菊川総合支所地域政策課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）

(2) 契約条項を示す期間

公告日 から 令和7年（2025年）7月16日（水）午後5時まで

5 入札参加資格の確認申請

本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 申請方法

入札参加資格確認申請書（様式1）1部を提出

なお、入札保証金の免除を希望する者は、本入札公告第8項各号に掲げる書類を同時に提出すること。

(2) 申請期限

令和7年（2025年）7月16日（水）午後5時

(3) 提出先

下関市役所菊川総合支所地域政策課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便によること）すること。なお、郵送の場合は本項第2号に定める申請期限までの到着を要する。

(5) 確認結果の通知

提出された書類等により審査し、結果を令和7年7月17日（木）までにファクシミリの方法により通知する。

入札参加資格の確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（当該日が閉庁日である場合は、その直後の開庁日）までに書面を下関市役所菊川総合支所地域政策課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

6 入札に関わる質問

(1) 仕様等に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和7年（2025年）7月15日（火）午後5時（必着）

イ 提出先 下関市役所菊川総合支所地域政策課 (FAX 287-2739)

ウ 提出方法 質問書 (様式2) をファクシミリにて提出すること。

(2) 質問の回答

ア 回答期限 令和7年 (2025年) 7月16日 (水) 正午

イ 回答方法 質問者にのみファクシミリにて回答する。

7 入札の実施

(1) 入札場所 菊川総合支所 会議室5

(2) 入札日時 令和7年 (2025年) 7月18日 (金) 午前10時

8 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

入札保証金を必要とする場合は、入札金額の100分の5以上の金額を、入札日の入札開始予定時刻までに下関市役所菊川総合支所地域政策課にて納付することとする。(下関市契約規則第5条)

ただし、参加資格者が、次のいずれかに係る書類を提出した場合には、入札保証金を免除する。(下関市契約規則第6条)

(1) 保険会社と契約した下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し

(2) 令和5年度以降に国又は地方公共団体その他公共団体と締結した同種業務の契約書の写し (2件以上。契約日、相手方、同種業務の内容が確認可能な部分のみで可。)

9 入札方法

(1) 入札においては、入札書 (様式3) を使用すること。

(2) 入札額は、賃貸借期間の全期間 (24月) に係る総額とする。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人に入札させるときは、委任状 (様式4) を提出すること。

(4) 入札場所への入場は、1入札者 (個人、法人を問わない) につき、1名と

する。

10 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべきものがないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (3) 入札回数は、初回を含めて3回までとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。また当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

11 入札の無効等

- (1) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
 - イ 関係法令等に違反した入札
 - ウ 入札保証金の納付がない又は不足する者がする入札
 - エ 入札書が明瞭でない又は入札価格を判読することができない入札
 - オ 入札書に記名押印のない又は住所の記載のない入札
 - カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がした入札
 - キ 同一人が同一事項に対して2通以上した入札
 - ク 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ケ 金額を訂正した入札書による入札
 - コ 開札日までに入札条件を満たさなくなった者がする入札
- (2) 入札において、事故や不正な行為があると認めるときは、入札の中止、又は入札を延期する場合がある。

12 契約書作成の要否 要

13 その他

- (1) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。

- (2) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (3) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペン等は使用しないこと。
- (4) 本業務に係る入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

別紙 1

(賃貸借 (リース) - 車両)

仕様書

車両賃貸借の仕様については、次のとおりとする。

1 納入する場所及び台数

別記 1 車両仕様書のとおり

2 車両の仕様等

別記 1 車両仕様書のとおり

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 7 月 31 日まで

(2) 履行期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで

(3) 納入期限 令和 7 年 7 月 31 日

納入が遅延する場合、納入日までの間は、代車での対応とし、賃貸借料金に含む。

(4) 賃貸借料金

賃貸借料金には、登録納車費用、リサイクル料金、自動車税、自動車税環境性能割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、車検整備 (定期点検整備及び継続検査)、法定定期点検整備、一般修理 (消耗品・故障修理等)、代車の提供 (車検時等)、任意保険 (対人賠償保険・無制限、対物賠償保険・500 万円/免責 0 万円、搭乗者傷害保険・1 名/1000 万円、車両保険・一般/免責 0 万円) オイル交換、タイヤ交換 (ラジアル・必要数、スタッドレス・必要数)、バッテリー交換、当初における搬入及び賃貸借期間が終了したときの撤去に係る費用を含む。支払いは、月払いとする。

4 契約の方法

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

別紙 1

(賃貸借（リース）－車両)

5 下関市暴力団排除条例による措置

別記 2 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

6 その他

- (1) 本物件はメンテナンスリースとし、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者はリース事業者とし、下関市は本物件の使用となる。
- (2) 検品については納車時に納入場所にて菊川総合支所地域政策課職員が行う。

車両仕様書

発注課：菊川総合支所地域政策課

納入場所：下関市役所菊川総合支所（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）

台数：1台

リースの種類	メンテナンスリース
本体	
年式	2020年式以降 新車又は中古車
車種等	自家用小型車
台数	1台
乗車定員	8人
排気量	1986cc以上
変速機	AT（4速以上、CVT可）
標準装備	パワーウインドウ（フロント・スライドドア）、スライドドア、パワーステアリング、デュアルエアバック、ABS、オートエアコン、CD一体AM/FMラジオ（4スピーカー）、電動ドアミラー、リアアンダーミラー（※）、ワイヤレスドアロック
塗装色	シルバー（銀色）、白色又は黒色
全長	4,500mm以上
全幅	1,690mm以上
室内長	
室内幅	1,820mm以上
付属品	ナンバーフレーム、サイドバイザー（前後）、フロアーマット（前後）、スペアタイヤ、標準工具
予定走行距離	月間600km程度を予定
納入場所	下関市役所菊川総合支所（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）
その他	※ リアアンダーミラーの設置ができない場合、車両後下方を確認できる機器（カメラ及びモニター）の設置でも可とする、ただし、機器はテレビ視聴機能を有しないものとする。

※空欄の箇所については、指定はありません。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。